

○徳島県青少年健全育成条例施行規則

昭和四十年十月三十日

徳島県規則第百十七号

改正 昭和四一年四月一日規則第四一号

昭和四五年五月二九日規則第四一号

昭和五三年三月三一日規則第一四号

昭和五七年二月九日規則第五号

昭和五七年四月一日規則第三〇号

昭和五九年八月一日規則第四三号

平成八年六月二八日規則第二九号

平成一〇年二月二七日規則第七号

平成一二年三月三一日規則第二二号

平成一三年一二月二五日規則第八四号

平成一七年一二月二八日規則第一〇九号

平成一八年九月二九日規則第六八号

平成一九年一二月一八日規則第七五号

平成二四年七月四日規則第四四号

〔徳島県青少年保護育成条例施行規則〕を次のように定める。

徳島県青少年健全育成条例施行規則

(平一八規則六八・改称)

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五三規則一四・平一八規則六八・一部改正)

(推奨の認定基準)

第二条 条例第五条の二の規定による優良興行及び優良図書類の推奨は、徳島県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により、行うものとする。

(平一八規則六八・追加)

(指定の認定基準)

第三条 条例第七条第一項の規定による有害興行の指定、条例第八条第一項の規定に

よる有害図書類の指定、条例第十条第一項の規定による有害広告物の指定、条例第十条の二第一項の規定による有害広告文書等の指定及び条例第十一条第一項の規定による有害がん具類の指定は、徳島県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により、行うものとする。

(昭四五規則四一・全改、昭五三規則一四・平一〇規則七・一部改正、平一八規則六八・旧第二条繰下・一部改正)

(指定及び指定の取消しの告示)

第四条 条例第七条第一項、第八条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項若しくは第十一条第一項の指定又は条例第七条第四項の指定の取消しの告示は、指定又は指定の取消しの年月日、種類及び名称並びに指定又は指定の取消しの理由その他必要な事項を記載して行うものとする。

(昭四五規則四一・平一〇規則七・一部改正)

(夜間に興行等を行なう場合等の掲示)

第五条 条例第六条第三項の規定による夜間に興行等を行う場合の掲示は、様式第一号による。

2 条例第七条第三項の規定による有害興行を行なう場合の掲示は、様式第二号による。

(昭四五規則四一・全改、平一七規則一〇九・一部改正)

(有害図書類の陳列方法)

第五条の二 条例第八条第七項の規定による有害図書類の陳列方法は、次の各号(同条第三項第四号に該当し有害図書類の指定があつた図書類とみなされたものの陳列方法にあつては、第一号又は第四号)のいずれかによるものとする。

- 一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。
- 二 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に有害図書類を陳列すること。
- 三 棚板の前面から十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものに限る。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に有害図書類を陳列すること。
- 四 背表紙のみが見えるようにして有害図書類を陳列すること。

五 ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして有害図書類を陳列すること。

(平一七規則一〇九・追加)

(有害広告文書等に係る青少年が居住する住居への頒布の方法)

第五条の三 条例第十条の二第四項第二号の規則で定める方法は、有害広告文書等内容物が透視できない封筒又は袋に入れて封をし、かつ、当該封筒又は袋の表面に青少年以外の者(有害広告文書等を頒布する住居に居住するものに限る。)の氏名を受取人として記載して頒布する方法とする。

(平一〇規則七・追加、平一七規則一〇九・旧第五条の二繰下)

(有害広告文書等の頒布の禁止に係る施設の指定)

第五条の四 条例第十条の二第四項第三号二の規則で定める施設は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)とする。

(平一〇規則七・追加、平一七規則一〇九・旧第五条の三繰下、平一九規則七五・一部改正)

(自動販売機管理者の要件)

第六条 条例第十一条の四の規則で定める者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 自動販売機の設置場所の属する市町村(自動販売機の設置場所が当該市町村の境界付近である場合にあっては、当該境界に接する他の市町村を含む。)の区域内に住所を有する者
- 二 十八歳以上の者

(昭五七規則五・全改)

(図書類等を販売する自動販売機の設置等に係る届出事項等)

第六条の二 条例第十一条の五第一項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号
- 二 販売する物品の種類
- 三 図書類等の販売の管理を業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号

- 四 自動販売機管理者の電話番号
 - 五 自動販売機管理者を置くことを要しない場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項
 - イ 自ら有害図書類を除去することとしている場合 当該除去に当たる事務所その他の店舗の所在地、名称及び電話番号並びに当該除去に当たる者の氏名
 - ロ 図書類の販売の管理を業とする者が有害図書類を除去することとしている場合 図書類の販売の管理を業とする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）並びに当該除去に当たる者の氏名
 - 六 自動販売機の設置場所の提供者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに電話番号
 - 七 使用開始年月日
 - 八 一日における使用時間
- 2 条例第十一条の五第二項第三号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 自動販売機管理者を置くこととしようとする場合
 - 二 自ら有害図書類を除去することとしようとする場合
 - 三 図書類の販売の管理を業とする者が有害図書類を除去することとしようとする場合
- 3 条例第十一条の五第三項第三号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 第一項第一号から第五号まで又は第八号に掲げる事項に変更があつた場合
 - 二 第一項第六号に掲げる事項に変更があつた場合（当該変更が自動販売機の設置場所の変更により生じたものである場合を除く。）
- 4 条例第十一条の五第四項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。
- 一 条例第十一条の五第一項の規定による届出（自動販売機管理者を置くべき自動販売機を設置しようとする場合における届出に限る。）若しくは同条第二項第二号の規定による届出又は第二項第一号の規定による届出 自動販売機管理者の住民票の写し及び就任承諾書
 - 二 条例第十一条の五第三項第一号の規定による届出（住所に変更があつた場合に

おける届出に限る。) 自動販売機管理者の住民票の写し

三 条例第十一条の五第一項又は第二項第一号の規定による届出（他人の所有又は管理に属する土地又は建物に自動販売機を設置しようとする場合における届出に限る。）自動販売機の設置場所の提供者との間で自動販売機の設置に関し作成された土地又は建物の使用に係る契約書の写し

5 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める書類によつて行うものとする。

一 条例第十一条の五第一項の規定による届出 図書类等自動販売機設置届（様式第三号）

二 条例第十一条の五第二項又は第三項の規定による届出 届出事項変更（使用廃止）届（様式第四号）

（昭五七規則五・追加、平一〇規則七・平二四規則四四・一部改正）

（図書類を販売する自動販売機への表示事項）

第六条の三 条例第十一条の六の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに電話番号

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 自動販売機管理者を置いている場合 自動販売機管理者の住所及び氏名並びに電話番号

ロ 自ら有害図書類を除去することとしている場合 当該除去に当たる事務所その他の店舗の所在地及び名称並びに電話番号並びに当該除去に当たる者の氏名

ハ 図書類の販売の管理を業とする者が有害図書類を除去することとしている場合 図書類の販売の管理を業とする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）並びに電話番号並びに当該除去に当たる者の氏名

2 条例第十一条の六の規定による表示は、様式第五号による表示票をはり付けることにより行うものとする。

（昭五七規則五・追加）

（テレホンクラブ等広告文書等に係る青少年が居住する住居への頒布の方法）

第六条の四 条例第十三条の三第二項第二号の規則で定める方法は、テレホンクラブ

等広告文書等を内容物が透視できない封筒又は袋に入れて封をし、かつ、当該封筒又は袋の表面に青少年以外の者（テレホンクラブ等広告文書等を頒布する住居に居住するものに限る。）の氏名を受取人として記載して頒布する方法とする。

（平成一〇規則七・追加、平一三規則八四・旧第六条の七繰上・一部改正）

（利用カードを販売する自動販売機への表示方法）

第六条の五 条例第十三条の六の規定による表示は、様式第五号の二による表示票をはり付けることにより行うものとする。

（平八規則二九・追加、平一〇規則七・旧第六条の五繰下・一部改正、平一三規則八四・旧第六条の九繰上・一部改正）

（催眠等の作用を有するものの指定）

第六条の六 条例第十四条の三の規定により催眠等の作用を有するものとして知事が定めるものは、トルエン及びトルエン含有物（トルエン以外のものとの混合物であつて、トルエンを当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。）とする。

（昭四五規則四一・追加、昭五七規則五・旧第六条の二繰下・一部改正、平八規則二九・旧第六条の四繰下、平一〇規則七・旧第六条の六繰下、平一三規則八四・旧第六条の十繰上）

（立入調査を行う者の指定）

第七条 条例第十七条の規定による立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- 一 知事の事務部局に所属する職員
- 二 教育委員会の事務局に所属する職員及び学校教職員
- 三 警察職員

（昭四一規則四一・昭四五規則四一・昭五七規則三〇・昭五九規則四三・平一二規則二二・一部改正）

（立入調査を行う者の証票）

第八条 条例第十七条第三項の証票は、様式第六号による。

（昭四五規則四一・昭五三規則一四・一部改正）

附 則

この規則は、昭和四十年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四一年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第四一号）

この規則は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和五三年条例第一四号）

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 徳島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和五十二年徳島県条例第三十九号）附則第二項の規定による届出をしようとする者は、改正後の徳島県青少年保護育成条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）様式第三号に準じて作成した届出書の正本にその写し一通を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の届出書を受理したときは、その写しに改正後の規則様式第五号による届出済印を押印し、当該写しを当該届出をした者に交付するものとする。

附 則（昭和五七年規則第五号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第三〇号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第二九号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第七号）

この規則は、平成十年三月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第二二号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第八四号）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一四年四月一日）

附 則（平成一七年規則第一〇九号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県青少年保護育成条例施行規則様式第六号その一に相当する改正前の徳島県青少年保護育成条例施行規則様式第六号その一による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成一八年規則第六八号）

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県青少年健全育成条例施行規則の様式に相当する改正前の徳島県青少年保護育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成一九年規則第七五号）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四四号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

徳島県青少年健全育成条例の規定により、本日午後11時から明日の午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。

40センチメートル

80センチメートル

備考 縦書きにしても差し支えないものとする。

様式第3号(第6条の2関係)

(表)

図書類等自動販売機設置届	
年 月 日	
徳島県知事 殿	住所 届出者 氏名 ㊟ (法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号
<p>図書類等を販売する自動販売機を設置しますから、徳島県青少年健全育成条例第11条の5第1項の規定により(関係書類を添えて)次のとおり届け出ます。</p>	
設置場所	
販売する物品の種類	図書類 がん具類 (種類を具体的に記入すること。)
販売の管理を業とする者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
自動販売機管理者	置くべき 場合 住所 氏名 電話番号
	置くこと を要しな い場合 住所(所在地) 氏名(名称) 電話番号 (除去に当たる者の氏名)
設置場所の提供者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名)
使用開始年月日	年 月 日
1日における使用時間	午前 時から 午前 時まで 午後 午後
添付書類	1 自動販売機管理者の住民票の写し 2 自動販売機管理者の就任承諾書 3 土地又は建物の使用に係る契約書の写し (該当する番号を○印で囲むこと。)

(裏)

設置場所の付近の見取図

備 考

様式第4号(第6条の2関係)

届出事項変更(使用廃止)届		年 月 日
徳島県知事	殿	
	住所	
	届出者	
	氏名	㊟
	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
	電話番号	
図書類等を販売する自動販売機について 届出事項を変更 しま す 使用を廃止しましたから、徳島県青少 使 用 を 廃 止 し ま し た		
年健全育成条例第11条の5 第2項 第3項 の規定により(関係書類を添えて)次のとおり届け出ます。		
自動販売機の設置場所		
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	新	
	旧	
変 更 (廃 止) 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類	1 自動販売機管理者の住民票の写し 2 自動販売機管理者の就任承諾書 3 土地又は建物の使用に係る契約書の写し (該当する番号を○印で囲むこと。)	
備 考		

様式第5号(第6条の3関係)

徳島県青少年健全育成条例に基づく 表 示 票	
販 売 業 者	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号
有害図書類の指定があつた場合に有害図書の除去を行 う者	住所 (所在地) 氏名 (名称及び担当職員名) 電話番号

様式第5号の2(第6条の5関係)

徳島県青少年健全育成条例に基づく 表 示 票	
利 用 カ ー ド 販 売 業 者	住所 (所在地及び代表者の住所) 氏名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号 (電話番号及び代表者の電話番号)

10センチメートル

15センチメートル

様式第6号 その1(第8条関係)

(表)

6センチメートル	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">契 印</div></div>	立 入 調 査 員 証	第 号
	写真	所 属 職氏名	年 月 日生
上記の者は、徳島県青少年健全育成条例第17条に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。			年 月 日
徳島県知事			印
9センチメートル			

(裏)

徳島県青少年健全育成条例抜粋

第17条 知事の指定した者は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、興行者等の興行若しくは営業の場所、図書類取扱業者の営業の場所、がん具類の販売を業とする者の営業の場所又は質屋若しくは古物商の営業の場所に、営業時間内において、立ち入って調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要最小限度において行なうべきであつて、正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 知事の指定した者は、第1項の立入調査に際しては、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第6号 その2(第8条関係)

8.5センチメートル	立入調査員証	徳島県青少年健全育成条例抜粋
	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、徳島県青少年健全育成条例第17条に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">徳島県知事 印</p>	<p>第17条 知事の指定した者は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、興行者等の興行若しくは営業の場所、図書類取扱業者の営業の場所、がん具類の販売を業とする者の営業の場所又は質屋若しくは古物商の営業の場所に、営業時間内において、立ち入って調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査は、必要最小限度において行なうべきであつて、正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 知事の指定した者は、第1項の立入調査に際しては、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
10センチメートル		

- 備考 1 この立入調査員証は、警察官その他の少年警察活動に従事する警察職員であつて、知事の指定した者に用いるものとする。
- 2 この立入調査員証は、警察手帳その他の警察職員の身分を示す証票にはり付けるものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（昭45規則41・追加、昭53規則14・平18規則68・一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（昭45規則41・旧様式第 1 号繰下、昭53規則14・平18規則68・一部改正）

様式第 3 号（第 6 条の 2 関係）

（昭53規則14・全改、昭57規則 5 ・平10規則 7 ・平18規則68・一部改正）

様式第 4 号（第 6 条の 2 関係）

（昭57規則 5 ・全改、平10規則 7 ・平18規則68・一部改正）

様式第 5 号（第 6 条の 3 関係）

（昭57規則 5 ・全改、平18規則68・一部改正）

様式第 5 号の 2（第 6 条の 5 関係）

（平 8 規則29・追加、平10規則 7 ・旧様式第 5 号の 2 繰下・一部改正、平13
規則84・旧様式第 5 号の 3 繰上・一部改正、平18規則68・一部改正）

様式第 6 号 その 1（第 8 条関係）

（昭45規則41・旧様式第 3 号繰下、昭53規則14・旧様式第 4 号繰下・一部改
正、平 8 規則29・旧様式第 6 号・平13規則84・平17規則109・平18規則68・一
部改正）

様式第 6 号 その 2（第 8 条関係）

（平 8 規則29・追加、平13規則84・平17規則109・平18規則68・一部改正）